

—都税についてのお知らせ—

12月は固定資産税・都市計画税第3期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、12月27日(月)までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>



ご利用している預(貯)金口座から、納期の末日(納期限)に自動的に納税ができます。

詳しくは下記をご覧ください。



インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます。

※1枚あたりの合計金額が100万円未満の納付書に限ります。

※税額に応じた決済手数料がかかります。

※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)。

※詳しくは、都税クレジットカードお支払サイトをご覧ください。



利用できるアプリ：au PAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayB、PayPay、モバイルレジ

※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。

アプリによって利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。

※領収証書は発行されません。

(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)



金融機関・郵便局の (ペイジー)対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング、ATM

※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※ (ペイジーマーク)の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。

※領収証書は発行されません。

(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。

※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ(<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>)「税金の支払い」をご覧ください。



※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。

※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。



金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口

※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により1年間納税を猶予する徴収猶予の制度があります。詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

簡単 便利 安心 な 口座振替 の申込はWebで！！

簡単

●パソコンやスマートフォンから東京都主税局の専用Webサイトにアクセスし、画面に従って必要事項を入力するだけです。https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/web_kouzafurikae.html

便利

●依頼書への記入や銀行印の捺印は不要です。

●12月10日までに申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第3期からの口座振替が可能です。

※11日以降に申込みいただいた場合、令和3年度第4期からの振替となります。

安心

●振替日に口座振替され、納め忘れ防止につながります。



都税 Web 口座振替
申込受付サービス

く口座振替のお問合せ先>

主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955)

※受付時間は平日9時～17時です。電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

【お問合せ先】<課税について> 所管都税事務所の固定資産税班又は支庁

<納税について> 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁



納期内納税にご協力をお願いします

都と区市町村では、安定した税収と納税の公平性確保を目指して、12月の「オール東京滞納 STOP 強化月間」の期間中、都と区市町村が連携し、納期内納税の取組を推進しております。

【お問合せ先】主税局徴収部個人民税対策課 03-5388-3039

【納税のご相談窓口】 納税が困難な場合は、ご連絡ください。

税金の種類	23区内	多摩・島しょ地域
個人住民税	各区役所	各市役所・町村役場
個人事業税	各都税事務所・各支庁(島しょ地域)	
固定資産税 都市計画税	各都税事務所	各市役所・町村役場
自動車税種別割	各都税事務所・各支庁(島しょ地域)	
軽自動車税種別割	各区役所	各市役所・町村役場

個人住民税については、共通納税システムで一括納付・給与支払報告書の提出が可能です。

詳しくはホームページを
ご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>



—都税についてのお知らせ—

昨年度に引き続き、令和3年度も



小規模非住宅用地の

固定資産税・都市計画税を減免します

23 区内

減免対象 一画地における非住宅用地の面積が 400 m^2 以下であるもののうち 200 m^2 までの部分
ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人等が所有するものに限ります。

減免割合 固定資産税・都市計画税の税額の2割

減免手続 減免を受けるためには、申請が必要です。申請期限は令和3年12月28日です。

まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、10月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしています。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※ 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

※ こちらの申請については、インターネットでのお手続もできます。

【お問合せ先】土地が所在する区にある都税事務所

ー都税についてのお知らせー

認定長期優良住宅を新築した場合 固定資産税が減額されます

減額の対象となる住宅

- ①令和4年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ④1戸あたりの床面積が50m²以上280m²以下であること（ただし、一戸建て以外の貸家の用に供する住宅については、40m²以上280m²以下）

減額される期間・税額

減額される期間 新たに固定資産税が課税される年度から5年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分）

減額される税額 当該住宅の固定資産税額（居住部分で1戸あたり床面積120m²相当分までを限度）の2分の1が減額



減額を受けるには、住宅が新築された年の翌年（1月1日新築の場合はその年）の1月31日までに、減額の申告が必要です。詳しくは当該住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

なお、23区外の住宅については、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

—都税についてのお知らせ—

不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について

以下の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合の不動産取得税については、住宅の価格※から 1,300 万円（価格が 1,300 万円未満である場合はその額）が控除されます。

※ 住宅の実際の購入価格等ではなく、固定資産評価基準によって評価・決定された価格（評価額）をいいます。

特例の対象となる住宅 *長期優良住宅の認定基準（床面積要件等）とは異なります

- ① 令和4年3月31日までの間に取得した住宅であること
(認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合に限られます。)
- ② 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③ 1戸あたりの床面積が50m²以上240m²以下であること（ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40m²以上240m²以下）

【税額の算出方法】

$$\begin{aligned} \text{住宅の価格} - 1,300\text{万円} &= \text{課税標準額} \\ \text{課税標準額} \times \frac{3}{100} \text{ (税率)} &= \text{税額} \end{aligned}$$

認定長期優良住宅の特例適用を受けるには申告が必要です。「不動産取得税申告書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに、所管の都税事務所等に申告してください。

申告書の様式や必要書類等の詳細は、
東京都主税局ホームページに掲載しています。

東京都 主税局

検索 

【お問合せ先】住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所等の不動産取得税担当班

中小企業者向け省エネ促進税制



東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量 1,500kWh 以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*(指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。) *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（LED照明器具、LED誘導灯器具） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減免額	設備の取得価額（上限 2,000 万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ & Aも掲載しています。

【お問合せ先】

●中小企業者向け省エネ促進税制に関すること

- ・所管都税事務所の法人事業税・個人事業税班
- ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
- ・主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969

●地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091

大法人の電子申告が義務化されました

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人都民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務化されました。

その概要について、以下のとおりお知らせします。

■ 対象税目

法人事業税、特別法人事業税及び法人都民税

■ 対象法人

大法人とは、以下の(1)及び(2)に掲げる内国法人をいいます。

- (1) 事業年度開始の時において資本金の額又は出資金の額が
1億円を超える法人
- (2) 相互会社、投資法人及び特定目的会社

■ 適用開始事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

■ 対象申告書等

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書
及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

また東京都では、令和2年10月発送分から電子申告義務化の対象法人への
申告書類送付物を変更しています。詳細はホームページをご覧ください。



東京都主税局ホームページ

東京都主税局

検索

●電子申告の利用方法や利用手続について

eLTAX ホームページ

エルタックス

検索

●国税（法人税・消費税等）の電子申告義務化について

e-Tax ホームページ

イータックス

検索

法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更しました

令和3年10月以降の申告書等事前送付物（プレプリント申告書）から、東京都にeLTAXの利用届出をしている事業者に対し、申告書等の送付を取りやめました。

なお、納付書（法人二税については税率表等も含む。）については、従前どおり送付します。

時期

令和3年10月送付分から

対象者

電子申告利用事業者

（東京都にeLTAXの利用届出を提出した事業者）

変更点

申告書・別表等の送付を取りやめ、納付書のみ送付します。

（法人二税については、納付書とあわせて税率表等も送付します。）

令和3年9月まで

- ・申告書
- ・別表等

- ・納付書

※
(税率表等)

※ 法人二税のみ

令和3年10月から

- ・申告書
- ・別表等

- ・納付書

※
(税率表等)

※ 法人二税のみ

●申告書、別表は東京都主税局ホームページ (<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/kakusuyoshiki.html>) からダウンロードできます。

●電子申告利用の手続については、eLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

●法人二税の電子申告義務化対象法人については、令和2年10月以降発送分から事前送付物を変更しています。



【お問い合わせ先】

（法人二税）所管都税事務所の法人事業税担当班
（事業所税）所管都税事務所の事業所税担当班

地方税共通納税システムのお知らせ

～全国の地方公共団体へ一括して納付可能～

○ダイレクト納付が実現!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納付方法です。

 税理士の方など代理人による納付手続きができます!!

○全国の自治体に一括電子納付!!

個人住民税（特別徴収分）や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。

 納付事務の負担が軽減されます!!

取扱税目

- 法人事業税・法人都民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）
- 都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割



詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス



年末年始における窓口業務のご案内

年末年始における、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所での事務の取扱いは次のとおりです。



	12月28日(火)	12月29日(水) ～1月3日(月)	1月4日(火)
都税の納付	○	✗*	○
都税の申告(申請)書の受付	○	「申告書等受箱」をご利用ください。	○
証明書等の発行	○	✗	○

○：ご利用できます ✗：ご利用できません

※閉庁期間でも、金融機関等の窓口、金融機関のペイジー対応のATM、コンビニエンスストアではご納付いただけます場合があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。

また、パソコン等からのクレジットカード納付、スマートフォン決済アプリ納付、インターネットバンキング・モバイルバンキングによる納付等もご利用ください。

【お問合せ先】 所管する各都税事務所

都税がスマート決済アプリで納付できます

都税を納付できるスマートフォン決済アプリが増え、さらに便利になりました。

- ！ いつでもどこでもスマートで簡単に納付ができます。
- ！ スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」で納付書のバーコードを読み取るだけで納付ができます。
- ！ 手数料はかかりません。



利用できるアプリ(令和3年12月1日時点)



注意事項

- 領収証書は発行されません。
- 納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。
- バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。

主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。

生産性革命の実現に向けた

固定資産税の特例措置の拡充・延長について



【概要】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充し、適用期限を延長しました。

軽減措置の対象	各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した資産の課税標準の特例措置について、事業用家屋・構築物が新たに対象となりました。	
	対象の固定資産	要件
		<ul style="list-style-type: none">○取得価額が 120 万円以上であること○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること○取得価額の合計額が 300 万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること
		<ul style="list-style-type: none">○取得価額が 120 万円以上であること○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること○販売開始日が 14 年以内であること○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均 1 %以上向上しているものであること
適用期間	令和 2 年 4 月 30 日から令和 5 年 3 月 31 日までに取得した資産が特例対象となります。	
特例率	0 以上 2 分の 1 以下の範囲内において都税条例で定める割合となります。 ※東京都（23 区）は特例割合ゼロです。	
申告方法	東京都主税局 H P をご覧ください。 https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new_virus_kotei_revo.html	
その他	先端設備等導入計画の認定申請については、各区役所へお問い合わせください。	
詳しくは、主税局 H P をご覧ください。		
【お問合せ先】資産が所在する区にある都税事務所		主税局 コロナ 生産性革命
		検索

耐震改修した住宅に係る不動産取得税の減額要件の緩和 (新型コロナウィルス感染症の影響がある場合)

耐震基準不適合既存住宅を取得した場合において、新型コロナウィルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によって、耐震改修後の住宅への入居が遅れた場合、不動産取得税の減額要件が緩和されます。

①現行制度

昭和 56 年 12 月 31 日以前に新築された住宅を取得したとき、以下の全ての要件を満たす場合に、当該住宅が新築された時点に応じて、不動産取得税の一定の額が減額されます。

- (1) 住宅の床面積が 50 m²以上 240 m²以下であること
- (2) 住宅を取得後に耐震改修を行い、建築士等により新耐震基準に適合していることが証明されること
- (3) 取得日から 6 月以内に、耐震改修工事後の住宅に居住すること



②緩和要件の対象

以下を全て満たすこと

- (1) 以下のいずれか遅い日までに耐震改修の契約が行われていること。
 - ア 個人が耐震基準不適合既存住宅を取得した日から 5 月を経過する日
 - イ 令和 2 年 6 月 30 日
- (2) 新型コロナウィルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震基準不適合既存住宅の取得日から 6 月以内に居住の用に供することができなかったこと

③要件緩和の内容

上記②を満たす場合、上記①(3) の要件が「耐震改修工事終了の日から 6 月以内」に緩和されます。(令和 4 年 3 月 31 日までの居住に限ります。)



要件緩和後：耐震改修工事終了の日から 6 月以内

詳細は、主税局 HP をご覧ください。

主税局 耐震基準不適合

検索 

申告方法等は、住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所・支庁へお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、 来所不要な手続をご利用ください

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続できる仕組みを設けております。

郵送や電子申告によるお手続、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。



◆ 来所不要な手続の例

申 告

- ✓ eLTAX
- ✓ 郵送（所管事務所宛）

証明申請

- ✓ 郵送
〒112-8787
東京都文京区春日1-16-21
都税証明郵送受付センター

納 付

- ✓ スマホ決済アプリ
- ✓ インターネットバンキング
・モバイルバンキング
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX
- ✓ 口座振替

申請・届出

- ✓ eLTAX
- ✓ 東京共同電子申請
届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所宛）

◆ 来所される場合は ...

- ▼ マスクの着用や手洗い・手指消毒等、感染防止対策をお願いします。
- ▼ 発熱や風邪症状がみられる場合、来所はお控えください。

窓口の待ち人数をスマートフォン等で確認できるようになりました。

混雑を避けるため、事前にチェックを！！



※ 各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、主税局ホームページをご覧ください。

都税事務所 混雑緩和

検索